

第72回「社会を明るくする運動」

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

7月は「社会を明るくする運動」強調月間・再犯防止啓発月間です。

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせて、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする運動です。

本町でもこれらの趣旨に従い、関係機関が協力して地区推進委員会を組織し、広くこの運動を展開しており、7月は各小中学校の校門付近で「あいさつ（声かけ）運動」を行います。

各小中学校「あいさつ運動」の日程

7月1日(金)	7時30分	白翔中・萩野小
4日(月)	7時50分	竹浦小
5日(火)	7時40分	白老小
7日(木)	7時40分	白老中
8日(金)	7時40分	虎杖小

「社会を明るくする運動」 入選標語

町内の小中学生から、たくさんの作品の応募をいただきました。応募のあった121作品の中から、白老地区推進委員会が審査した結果、以下の作品が優秀賞に選ばれました。（敬称略）

【小学生の部】	白老小5年	すぎなかりさ 杉中理沙	「助け合い みんなで作ろう 希望の輪」
	萩野小6年	つだりょう太 津田稜太	「ありがとう その一言が 力になる」
	竹浦小5年	ゆたにそうた 湯谷奏汰	「思いやろう 相手の事も 考えて」
	虎杖小5年	ふじたあおい 藤田藍衣	「ひとびとは みんなでささえ いきている」
【中学生の部】	白老中3年	なかむらいつき 中村樹希	「マスクでも 伝わる笑顔 届けよう」
	白翔中3年	さくらだえま 櫻田愛真	「『大丈夫?』 その一言で 助け合い」

問い合わせ先：生涯学習課 生涯学習グループ ☎85-2020

相
談
問
い
合
わ
せ
先

生活環境課 町民生活グループ
町消費生活センター
☎82-2265



インターネット通販 <R4年6月1日～>

定期購入についての法律が変わりました！

定期購入契約についてはトラブルが多く全国の消費生活センターにたくさんの苦情が寄せられていましたが、今回法改正により「分かりにくい表示により誤認して契約した場合」には取り消しが可能になりました。

～ 定期購入トラブル事例 ～

- ① 「初回お試し」という広告を見て化粧品を申し込んだところ4回購入が条件の定期購入だった。解約に応じてもらえない
- ② 「いつでも解約できる」という事だったが電話が通じない



～ 改正のポイント ～

・事業者は最終確認画面で、法で定められた表示事項を分かりやすく表示しなければいけません。

表示内容

- ①分量(各回の引き渡し分量・引き渡される商品の総分量など)/②申し込みの撤回・解除について(返品条件、可否、方法、連絡先など)/③引渡・提供時期/④販売価格・対価(2回目以降の金額・その契約での支払い総額)/⑤申込期間(期限がある場合)⑥支払い時期・方法

・「誤認させる表示により」申し込みをした場合は契約を取り消せる可能性があります。

・事業者は解除を妨げるため事実と違う説明をしてはいけません。

～ トラブル回避のためにできること ～

- ◆表示内容をきちんと確認することが大前提です。
「注文確定」ボタンを押す前に必ず契約の内容を確認しましょう！
- ◆スクリーンショットなどで広告、最終確認画面表示の証拠を残しましょう！
- ◆健康食品、化粧品などは「体に合わず使えない」場合があることを認識しましょう！
そのような時の対応を事前に確認し検討してから注文しましょう！

スクリーン
ショット！



警察相談窓口 #9110 (24時間年中無休対応) / 消費者ホットライン 188 (最寄りのセンターに接続)

消費生活
豆
知識